



# 佐世保市立福石中学校 いじめ防止基本方針 ダイジェスト版



いじめに対する  
基本的姿勢

「いじめは、人間として絶対に許されない」 という強い認識をもつこと  
「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」 という危機意識をもつこと  
「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」 という信念をもつこと

## いじめをなくすための取組

未然防止

- ◇生徒同士、生徒と教職員の信頼関係を築きます。  
日々の様子の観察はもちろん、毎日タブレットを利用した生徒との交流をはかります。
- ◇規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりを心がけます。  
ノーチャイム・二分前着席一分間黙想など集中して学習にのぞむ「構え」を大切にします。
- ◇生徒が互いに認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り出せるよう指導します。  
年2回のi-check(心の状況調査)の結果を考察し、指導の改善をはかるとともに、生徒とともにi-checkの結果を分析する授業を実施します。

早期発見・早期対応

- ◇生徒の実態把握に努めます。  
月1回の生活アンケート・学期に1回のいじめに特化したアンケート・年に3回の生徒情報の更新・児童理解支援システムを活用した情報蓄積を通して、こまめに生徒の心の状況をつかむ取組を行います。
- ◇教育相談を充実します。  
事前にアンケートを実施し、実態をつかんだうえで実施します。また、場合によっては学級や学年担当の枠を越えて、相談できるような体制を作ります。
- ◇保護者との連携や地域への周知などを進めます。  
懇談会や地区懇談会・新入生説明会などの機会を利用し、いじめ防止基本方針の周知やSNSノート長崎の配布等を行い、協力体制の構築を図ります。
- ◇関係機関との連携を進めます。  
日頃から外部機関との情報連携・行動連携を行います。

発生時の対応

- ◇いじめを受けた生徒の気持ちに寄り添い、安全を確保して組織的に情報を収集します。
- ◇いじめに関わった保護者に説明をし、家庭と連携して指導を進めます。
- ◇いじめた生徒に「いじめは許されない」ことや相手の生徒や保護者の気持ちを自覚させます。
- ◇いじめを受けた子に対して、保護者と連携して心のケアを含め、事後の対応をおこないます。
- ◇生命や心身・財産に重大な被害がでた場合は、警察署を含めた関係機関の援助を求めます。

関係機関との連携など

- ◇PTA・地域との連携
  - 第1回授業参観時に「いじめ防止基本方針」及び「SNSノート長崎」を配布し、周知する。
  - 地区懇談会時に「いじめ防止基本方針」及び「SNSノート長崎」を配布し、周知する。
  - 新入生説明会時に「いじめ防止基本方針」を配布し、周知する。
  - 家庭教育講座等を活用し、SNSの使用やそのルール設定等に関して理解を深める。
  - 様々な機会を利用して、生徒のがんばりや長所、心配なことなどをこまめに連絡するなどして、日ごろから保護者との信頼関係を築く。
- ◇関係機関との連携
  - 学校教育課
  - 青少年教育センター
  - 子ども子育て応援センター
  - こども・女性・障害者支援センター
  - 佐世保警察署少年係
  - 民生児童委員・主任児童委員

## ご家庭へのお願い

いじめられている子どもは、家族に心配をかけたくないとの思いから、自分から打ち明けないケースもあると思われます。しかし、何らかのサインを出していることが考えられます。いじめを早期発見するために、ご家庭でも以下の内容をご確認ください。

### ①日常生活の変化

- ・理由のはっきりしない衣服の汚れや破れ、すり傷やあざなどがある。
- ・登校時刻になると、身体の不調を訴え、登校をしづらくなった。
- ・寝つきが悪い、食欲が急に落ちた、笑顔が減った。
- ・意味なく夜更かしし、極端に寝起きが悪くなった。
- ・死や非現実的なことに関する本や、インターネット等の情報に関心を持つようになった。
- ・「どうせ自分はダメだ」などの自己否定的な言動を口にするようになった。
- ・妙にニコニコしたり、気をつかいすぎることが多くなった。

### ②家族との関係の変化

- ・ささいなことでも怒ったり、八つ当たりするようになった。
- ・家族との会話が減ったり、意図的に学校や友達の話をするようになった。

### ③友人関係の変化

- ・親しかった友達が遊びに来なくなったり、遊びに行く回数が減ったりした。
- ・電話に出たがらなかつたり、友達の誘いを断るようになった。
- ・学校や友達に対する不平不満を口にするようになった。
- ・転校したい、学級をかわりたい、部活動をやめたいなどの話をするようになった。

### ④持ち物の変化

- ・持ち物や勉強道具がなくなったり、落書きをされたりしている。
- ・カッターナイフなどの刃物をカバンやポケットに入れたりしている。
- ・家庭から品物やお金を持ち出したり、必要以上に小遣いを要求するようになった。

福岡県いじめ発見・早期対応リーフレット(家庭向け)より一部抜粋

## 相談窓口の連絡先

### ◇24時間子供SOSダイヤル(親子ホットライン)

いじめに限らず子どものSOSを受け止める窓口です。電話は教育委員会の相談機関に接続します。夜間・休日を含めて24時間いつでも電話で相談ができます。  
TEL 0120-0-78310

### ◇子どもの人権110番(長崎地方法務局)

学校でいじめを受けている、親から虐待されている、誰に相談していいかわからない子どもたちの相談窓口です。法務局・地方法務局の職員・人権擁護委員の方がお話を聞いて、どうしたらいいか一緒に考えてくれます。  
電話の受付時間:月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く)  
9:00~17:15  
TEL 0120-007-110

### ◇子ども・家庭110番(長崎県)

子育てや子どもにかかわる相談。親・子ども誰からの相談でも、専門の電話相談員がお話を聞いてくれます。「来所して相談は難しい」「匿名で相談したい」という場合でも大丈夫です。  
電話受付時間:毎日(祝日・年末年始を除く)  
9:00~20:00  
TEL 095-844-1117

### ◇長崎いのちの電話

いのちの電話は誰にも相談することができずひとりで悩んでいるひとりのための電話相談窓口です。名前をいう必要はなく、秘密も守られます。宗教や思想を尊重します。  
TEL 095-842-4343  
相談時間 午前9時~午後10時まで  
毎月第1・第3土曜日は24時間電話をお受けしています。  
(午後10時~翌朝午前9時まで相談時間を延長)